

事務事業評価表 平成24年度

政策 豊かさ創造性を育む生涯学習環境の充実
 施策 子どもの可能性を伸ばす教育の充実
 基本事業 教育内容の充実

事業名 **特別支援学級生活介助事業**

[0399]

部名	教育部	事業開始年度	- 年度	実施計画事業認定	非対象
課名	学校教育支援室	事業終了年度	- 年度	会計区分	一般会計

事務事業の目的と成果	
対象	(誰、何に対して事業を行うのか) 市内小中学校の特別支援学級
意図	(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか) 一人ひとりの教育的ニーズに則した指導の実現を図る。
手段	(事務事業の内容、やり方、手段) 特別支援学級を設置している小中学校に生活介助員 (非常勤)を配置し、消耗品費用を配分している

事業量・コスト指標の推移						
区分		単位	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度当初
対象指標1	市内小中学校の特別支援学級数	学級	29	30	34	37
対象指標2						
活動指標1	生活介助員数	人	19	21	21	23
活動指標2						
成果指標1	教職員(特別支援学級教員及び介助員)1人当りの特別支援学級在籍児童生徒数	人	1.72	1.85	1.94	2.1
成果指標2						
単位コスト指標						
事業費計(A)		千円	37,878	39,923	37,065	40,672
正職員人件費(B)		千円	1,660	1,612	1,605	1,619
総事業費(A) + (B)		千円	39,538	41,535	38,670	42,291

費用内訳	
23年度	報酬 33,327千円、旅費 186千円、需用費 1,542千円、委託料 63千円、使用料及び賃借料 133千円、工事請負費 720千円、備品購入費 1,095千円

事業を取り巻く環境変化

事業開始背景		事業を取り巻く環境変化	障がい種別の多様化 平成19年度から特別支援教育の対象とされていなかったLD(学習障害)、ADHD(多動性障害)等の障がいについても、適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への移行され、特別支援学級だけでなく普通学級の特別支援の必要な児童生徒に対しても介助を要するようになった。
--------	--	-------------	--

23年度の実績による事業課の評価(7月時点)

(1)税金を使って達成する目的(対象と意図)ですか?市の役割や守備範囲にあった目的ですか?

義務的事務事業
妥当である
妥当性が低い

理由・
根拠は?

特別支援学級において、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導を実現するには介助員の補助が必要であり、介助員の雇用は特別支援教育を補完するものであり妥当である。

(2)上位の基本事業への貢献度は大きいですか?

貢献度大きい
貢献度ふつう
貢献度小さい
基礎的事務事業

理由・
根拠は?

障がい児の障がいの状態や発達段階、特性等に由来する教育上の特別のニーズに応じて適切な教育が行われることは、「教育内容の充実」へ大きく貢献している。

(3)計画どおりに成果はあがっていますか?計画どおりに成果がでていない理由は何ですか?

あがっている
どちらかといえばあがっている
あがらない

理由・
根拠は?

介助員の配置、施設整備により障がいのある児童生徒一人一人に対してよりきめ細やかな対応ができるようになった。

(4)成果が向上する余地(可能性)は、ありますか?その理由は何ですか?

成果向上余地 大
成果向上余地 中
成果向上余地 小・なし

理由・
根拠は?

障がいのある児童生徒一人一人のニーズを十分に把握し、施設整備を行うとともに、介助員を必要とされる学校に適正に配置していくことで成果の向上が期待できる。

(5)現状の成果を落とさずにコスト(予算+所要時間)を削減する新たな方法はありませんか?(受益者負担含む)

ある
ない

理由・
根拠は?

児童生徒一人ひとりのニーズに対応していくため、介助員の配置や施設整備は必要である。